

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月18日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

## 記

### 1. 監査の対象

環境課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

### 2. 監査の期間

平成29年9月14日から平成29年9月28日まで

### 3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

### 4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○火葬場の指定管理者監査において監査直前に監査資料の差替えがあったため、担当課として基本協定に基づき帳簿類を確認し、監査資料を確認のうえ期限までに提出するよう指導・監督に努めること。

○避難所用備蓄品の当初予算執行率が8月末時点で3.8%と低いため、できるだけ早期に購入し備えること。

○デジタル防災行政無線機器の保守点検業務委託において、年1回の点検から年数回の定期的な点検とするよう検討のこと。